

熱海市農業委員会

令和7年9月総会 議事録

1. 日 時	令和7年9月25日（金） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 佐藤 瑞生 出席職員（事務局） 中島 浩太郎 森野 静 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. 農地法第3条の規定による許可申請について 3. 非農地証明申請について 4. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5. 非農地証明申請について 6. 農地法第3条の規定による許可申請について 7. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後3時00分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は3番安井さんと5番相磯さんです。議案1号は非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、非農地証明申請についてです。申請者は さん。土地の所在が、伊豆山 、地目が登記畑、現況雑種地、193㎡です。耕作以外に供した年月日が平成元年2月28日。耕作以外の目的に供した理由は購入時より耕作地ではなかったということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、現在まで必要性がなかったということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長	田中さん調査に行った状況いかがですか。
田中公一推進委員	写真を見てもらおうとわかると思いますが、駐車場の張り出した部分の下の敷地になります。非農地で問題ないと思います。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者は譲渡人が さん。譲受人が さん。土地の所在が、下多賀 、地目が登記・現況畑、2, 290㎡です。契約の内容が賃借権設定 10 年です。譲受人が所有する農地はなし。所有する機械が、購入予定がトラック 1 台、リースが草刈り機 1 台・動力噴霧器 1 台・モノレール 1 台です。作付け作物・面積が柑橘類で 2, 290㎡です。農作業に従事する者が 、無職、農作業経験なし、年間農作業従事日数が 240 日、臨時雇用労働力がなし。備考が現在農協の研修受講中。世帯員と共に農地所有者に教えてもらいながら農業を行っていくということです。住所地からの距離が車で 5 分。その他は農地の区分が第 2 種、農振の区分は地域内青地、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第 2 種住居地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	西島さん調査に行った状況いかがですか。
西島 壽雄委員	トラックはもう買ったそうで、家も畑の近くに住んでいるそうですので、問題ないと思います。
山田 秀明議長	専業ですか。
事務局	しばらくは兼業で、将来的には専業を目指していくそうです。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 3 号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号、非農地証明申請についてです。申請者は さん。土地の所在が、伊豆山 、地目が登記・現況畑、59㎡です。耕作以外に供した年月日が不詳。耕作以外の目的に供した理由は作業小屋を建てたため。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法がわからなかったためということです。

その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

田中さん調査に行った状況いかがですか。

田中公一推進委員

道路の反対側に現在も農地がありますが、県道を整備するときに残ってしまった農地で、非農地で問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。申請者は譲受人が さん。譲渡人が さん。土地の所在が、泉元門川分 、地目が登記・現況畑、437㎡です。転用の目的が、公衆浴場（サウナ）。権利設定事由がサウナ営業をするとともに、周辺農家の農産物の販売もしたいということです。工期が令和7年9月30日から令和8年8月30日まで。建築面積が110.53㎡。権利の内容が使用貸借権の設定。その他の農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

尾崎さん調査に行った状況いかがですか。

尾崎隆英推進委員

周辺農家の農産物の販売もしたいということですし、問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案5号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第5号、非農地証明申請についてです。申請者は さん。土地の所在が、上多賀 、登記畑、現況宅地、522㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和42年ごろ。耕作以外の目的に供した理由は令和7年に相続したものであるため詳細は不明であるが、課税記録によると昭和42年に申請地北側に鉄筋コンクリートの建物を新築し、昭和49年に申請地南側に木造の建物を新築し現在まで使用を続けている。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造

規制あり、風致地区が一部第2種、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員

家が2件建っているので非農地ということで問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案6号農地法第3条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者は譲渡人が
 さん。譲受人が さん。土地の所在が、泉元門
川分 、地目が登記・現況畑、905㎡です。契約の内容が所有権移転で
す。譲受人が所有する農地は、賃借が5,566㎡です。所有する機械が、草刈り
機3台・動力噴霧器2台・耕運機1台です。作付け作物・面積が野菜100㎡、柑
橘類805㎡です。農作業に従事する者が 農業・会社役
員、農作業経験5年、年間農作業従事日数が180日、臨時雇用労働力が年間延べ
2名から1名増員予定です。備考が自社サイトのインターネット販売及び、契約販
売への拡充。後継者の育成並びに日本レモン発祥地を国内外に広め、放置されてい
る近隣農地の再生等を行っていきたいということです。住所地からの距離が車で1
5分。その他は農地の区分が第2種、農振の区分は地域内白地、宅造規制あり、風
致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

尾崎さん調査に行った状況いかがですか。

尾崎隆英推進委員

写真ではわかりにくいと思いますが、ブルーベリーが植えてありまして、手入れ
はされてないですが、農地としてはまだ荒れていないです。申請地の隣で譲受人が
耕作していますが、きれいに管理されていますので問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 畑作業について
日程調整し委員了承。
2. 農業委員会の法令順守について
委員に説明し了承。
3. イベント出席について
委員に説明し了承。

議 長 山 田 秀 明

3 番委員 安井 靖雄

5 番委員 相 磯 恵利子